

平成28年10月 土木工事積算基準等正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考
下水道編	P809 施設設計 施設設計-3	<p>(3) 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。 業務価格（落札率に乗じた額）＝変更官積算業務価格 × [(直前の請負額) / (直前の官積算額)] 変更業務委託料＝業務価格（落札額に乗じた額）× (1 + 消費税等率)</p> <p>【参考資料】電子成果品作成費（下水道施設設計業務（管渠、ポンプ場、終末処理場） 「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>電子成果品作成費（千円）＝6.9X^{0.45}</p> <p>ただし、X：直接人件費（千円） （注）1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費（千円）は千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：700千円、下限20千円とする。</p> <p>~~~~~ ~~~~~ ~~~~~</p>	<p>(3) 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。 業務価格（落札率に乗じた額）＝変更官積算業務価格 × [(直前の請負額) / (直前の官積算額)] 変更業務委託料＝業務価格（落札額に乗じた額）× (1 + 消費税等率)</p> <p>【参考資料】電子成果品作成費（下水道施設設計業務（管渠、ポンプ場、終末処理場） 「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。 ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>電子成果品作成費（千円）＝6.9X^{0.45}</p> <p>ただし、X：直接人件費（千円） （注）1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。 2. 算出された電子成果品作成費（千円）は千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。 3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：700千円、下限20千円とする。</p> <p><u>(4) その他</u> <u>下水道施設設計業務にある「ストックマネジメント基本計画」は「ストックマネジメント要領方針」に読み替えるものとする。</u></p>	

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき、設計業務等に課せられる消費税等の額とする。

消費税等相当額 = $\{[(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等)\} \times$
(消費税等率)

(3) 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により積算する。

業務価格（落札率に乗じた額） = 変更官積算業務価格
 $\times \{(直前の請負額) / (直前の官積算額)\}$

変更業務委託料 = 業務価格（落札額に乗じた額） $\times (1 + 消費税等率)$

【参考資料】電子成果品作成費（下水道施設設計業務（管渠、ポンプ場、終末処理場））

「土木設計業務等の電子納品要領（案）」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、電子成果品の内容等が、上記の納品要領と異なる場合など、これによりがたい場合は、別途考慮する。

電子成果品作成費（千円） = $6.9 X^{0.45}$

ただし、X：直接人件費（千円）

- （注） 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
2. 算出された電子成果品作成費（千円）は千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
3. 電子成果品作成費の上下限については、上限：700千円、下限20千円とする。

(4) その他

下水道施設設計業務にある「ストックマネジメント基本計画」は「ストックマネジメント実施方針」に読み替えるものとする。